

30監査公表第5号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年5月17日

福岡市監査委員	打	越	基	安
同	山	口	剛	司
同	谷	山		昭
同	篠	原		俊

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類、対象及び区分

1 財政援助団体監査

(1) 監査の対象団体

- ア 一般社団法人福岡市保育協会（事務監査）
（所管課）こども未来局運営支援課
- イ 一般社団法人福岡市私立幼稚園連盟（事務監査）
（所管課）こども未来局運営支援課
- ウ 一般社団法人福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会（事務監査）
（所管課）農林水産局中央卸売市場鮮魚市場

(2) 監査の対象事務

各団体の財政援助に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象とした。

2 出資団体監査

(1) 監査の対象団体

- ア 地方独立行政法人福岡市立病院機構（事務監査・工事監査）
（所管課）保健福祉局医療事業課
- イ 公益財団法人ふくおか環境財団（事務監査・工事監査）
（所管課）環境局循環型社会計画課

(2) 監査の対象事務

事務監査は各団体の出資に係る出納その他の財務に関する事務の執行を、工事監査は各団体の工事等を対象とした。

3 公の施設の指定管理者監査

(1) 監査の対象団体

- ア 社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会（事務監査）
（所管課）保健福祉局障がい者施設支援課
- イ 社会福祉法人福岡障害者支援センター（事務監査）
（所管課）保健福祉局障がい者施設支援課
- ウ 公益財団法人ふくおか環境財団（事務監査）
（所管課）保健福祉局生活衛生課
- エ 一般財団法人公園財団（事務監査）
（所管課）住宅都市局みどり運営課

- オ 木下緑化建設株式会社（事務監査）
（所管課）住宅都市局みどり運営課
- カ チーム里の環（事務監査）
（所管課）住宅都市局みどり運営課
- キ 東洋緑地建設株式会社（事務監査）
（所管課）住宅都市局みどり運営課
- ク 博多港開発・西部ガス共同事業体（事務監査）
（所管課）港湾空港局港営課
- ケ 博多港開発・ササキコーポレーション共同事業体（事務監査）
（所管課）港湾空港局港営課
- コ 株式会社シンコー（事務監査）
（所管課）中央区生涯学習推進課
- サ 太平ビルサービス株式会社（事務監査）
（所管課）南区生涯学習推進課

(2) 監査の対象事務

各団体の指定管理に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象とした。

第2 監査の方法

1 財政援助団体監査

監査は、前記の対象事務が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

2 出資団体監査

監査は、前記の対象事務が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表1から別表2までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

なお、各団体を横断的にチェックする重点事項として、工事監査では「施工管理」を設定した。

また、総合評価方式により契約された工事については、落札者の選考過程についても留意し監査を実施した。

3 公の施設の指定管理者監査

監査は、前記の対象事務が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

なお、各団体を横断的にチェックする重点事項として、事務監査では「利用者の安全確保のための施設管理」を設定した。

第3 団体の概要及び監査の結果

(財政援助団体監査)

1 一般社団法人福岡市保育協会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区荒戸三丁目3番39号

イ 設立年月日 昭和59年9月7日

ウ 設立の目的 福岡市内における児童福祉法第35条第4項の児童福祉施設として設置認可を受けた民間の保育所の振興と円滑な運営を図り、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 民間保育所の保育事業に関する調査研究及び啓もう
(イ) 民間保育所の施設長及び職員の研修、指導及び処遇改善
(ウ) 民間保育所の施設の整備及び改善

- (エ) 関係公共団体及び社会福祉団体との連絡調整
 - (オ) 関係社会福祉団体への助成
 - (カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- オ 役員及び職員数 役員20名、職員5名（平成29年10月1日現在）
- (2) 福岡市との関係

福岡市は、運営費及び研修事業費等として、平成28年度に10億5,238万6,390円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣及び兼務はない。
- (3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成25年10月から同29年12月まで
 実施期間 平成29年12月4日から同年12月7日まで
- (4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。
- 2 一般社団法人福岡市私立幼稚園連盟
 - (1) 団体の概要
 - ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区西新七丁目13番1号
 - イ 設立年月日 昭和30年4月19日
 - ウ 設立の目的 幼児教育の重要性に鑑み、私立幼稚園及び私立の認定こども園の公的役割と公共性を高め文部科学省が定める教育課程並びに設置基準をもとに、教育内容の向上と施設整備の改善充実をはかり、もって市民が要請する幼児教育の振興に寄与することを目的とする。
 - エ 事業内容
 - (ア) 幼稚園教育に関する調査及び研究
 - (イ) 私立幼稚園等の経営・管理に関する調査研究
 - (ウ) 私立幼稚園等教職員の資質の向上及び福利厚生に関する事項
 - (エ) 私立幼稚園等の振興に関する援助
 - (オ) 幼稚園教育の向上を図るために必要なる連絡及び協議（官庁等諸団体）
 - (カ) 会員相互の親睦を図り幼児教育の普及発展への寄与
 - (キ) その他必要な事項
 - オ 役員及び職員数 役員17名、職員5名（平成29年10月1日現在）
 - (2) 福岡市との関係

福岡市は、団体及び私立幼稚園の運営費等として、平成28年度に7億8,587万7,900円の補助金を交付している。また、私立幼稚園振興資金として平成28年度に1億4,776万9,800円の貸付を行っている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣及び兼務はない。
 - (3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成25年9月から同29年12月まで
 実施期間 平成29年12月11日から同年12月14日まで
 - (4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。
- 3 一般社団法人福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会
 - (1) 団体の概要
 - ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区長浜三丁目11番3号
 - イ 設立年月日 平成6年7月18日
 - ウ 設立の目的 福岡市中央卸売市場鮮魚市場の近代化・情報化・機能高度化を図り、あわせて市場の適正な運営に協力し、もって生鮮食料品の円滑な流通と市民の食生活の安定向上に寄与することを目的とする。

- エ 事業内容 (ア) 鮮魚市場の近代化・情報化・機能高度化に関する調査研究及び事業推進
(イ) 消費者等への情報サービスの推進と生鮮食料品等の知識及び魚食の普及に関する事業
(ウ) 鮮魚市場の業務の改善合理化及び施設の改善に関する調査研究及び事業推進
(エ) 鮮魚市場の管理運営に係る協力事業
(オ) その他、協会の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員21名、職員17名（平成29年10月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、市場内の環境整備事業費等として、平成28年度に3,680万9,000円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は2名で、派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成24年9月から同29年12月まで

実施期間 平成29年12月18日から同年12月21日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(出資団体監査)

1 地方独立行政法人福岡市立病院機構

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市東区香椎照葉五丁目1番1号

イ 基本財産 6億6,286万6,343円（平成29年9月30日現在）

ウ 設立年月日 平成22年4月1日

エ 設立の目的 地方独立行政法人法に基づき、福岡市における医療施策として求められる救急医療、高度専門医療等を提供すること等により、市内の医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 福岡市立こども病院及び福岡市民病院の運営

カ 役員及び職員数 役員9名、職員1,121名（平成29年10月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出資している。さらに、運営費として、平成28年度に22億2,328万9,000円の負担金を交付している。また、施設・設備整備事業資金として、186億915万9,378円（平成29年9月30日現在未償還残高）の貸付を行っている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は10名で、兼務はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成27年12月から同30年1月まで

実施期間 平成29年11月28日から同30年1月18日まで

(工事監査) 対象期間 平成27年10月から同29年7月まで

実施期間 平成29年10月16日から同30年1月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 公益財団法人ふくおか環境財団

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区那の津二丁目10番15号

イ 基本財産 2,000万円（平成29年9月30日現在）

ウ 設立年月日 昭和44年7月1日

エ 設立の目的 廃棄物を適正に処理し、資源循環型社会の形成に資する事業を推進するとともに、広く公共の福祉の見地から公衆衛生の向上を図ることにより、住民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 環境に関する調査、研究及び啓発
(イ) 廃棄物処理技術の普及に関する事業
(ウ) 廃棄物関連施設の管理運営に関する事業
(エ) 廃棄物の収集及び運搬に関する事業
(オ) 家庭系指定袋の調達、保管及び配送に関する事業
(カ) 廃棄物処理手数料に関する事業
(キ) 家庭系粗大ごみ収集の受付及び相談に関する事業
(ク) 福岡市葬祭場の管理運営及び整備に関する事業
(ケ) 排水設備の検査に関する事業
(コ) 土地の貸付に関する事業
(サ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員11名，評議員6名，職員114名（平成29年10月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出捐している。さらに、総額58億円を限度とする貸付金及びこれに対する利息の合計額相当額について損失補償を行っている。また、旧葬祭場解体・敷地再整備資金の借入金等に対する助成として、平成28年度に3,085万2,142円の補助金を交付するとともに、し尿収集及び運搬業務等の委託を行い、その委託料総額は平成28年度において12億8,618万4,732円となっている。

また、福岡市葬祭場及び福岡市西部リサイクルプラザの指定管理者に指定している。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は1名、兼務は6名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成28年1月から同30年1月まで

実施期間 平成29年11月22日から同30年1月26日まで

(工事監査) 対象期間 平成27年10月から同29年7月まで

実施期間 平成29年10月16日から同30年1月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(公の施設の指定管理者監査)

1 社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区荒戸三丁目3番39号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市立障がい者フレンドホーム(博多)

(ア) 所在地 福岡市博多区西月隈五丁目6番1号

- (イ) 指定期間 平成26年4月1日から同31年3月31日まで
 (ウ) 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート地上3階建の1階の一部
 施設内容 事務室，作業室，社会適応訓練室，相談室，日常生活訓練室，図書室，入浴室，脱衣室，便所，更衣室，倉庫，湯沸室，電気釜室，駐車場
 敷地面積 1,157㎡
 延床面積 711㎡
 (エ) 設置年月日 平成8年4月15日
 (オ) 利用料金制 導入なし

イ 福岡市立障がい者フレンドホーム(南)

ウの福岡市立障がい者生活・就労支援施設(清水ワークプラザ)と合築

- (ア) 所在地 福岡市南区清水一丁目16番22号
 (イ) 指定期間 平成26年4月1日から同31年3月31日まで
 (ウ) 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート造地上2階建
 施設内容 (フレンドホーム)
 事務室，講習室，作業室(大，小)，和室，図書室，シャワー室，医務室，洗面所，便所，倉庫，車庫，駐車場
 (清水ワークプラザ)
 事務室，作業室4，食堂，相談室，洗面所，便所，更衣室
 敷地面積 1,643㎡
 延床面積 1,300㎡(フレンドホーム 452㎡，清水ワークプラザ 848㎡)
 (エ) 設置年月日 昭和62年5月1日
 (オ) 利用料金制 導入なし

ウ 福岡市立障がい者生活・就労支援施設(清水ワークプラザ)

イの福岡市立障がい者フレンドホーム(南)と合築。所在地等についてはイと同じ。

※ 利用料金制 導入あり

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は，平成28年度において福岡市立障がい者フレンドホーム(博多)2,654万5,362円，福岡市立障がい者フレンドホーム(南)1,811万7,681円となっている。なお，福岡市立障がい者生活・就労支援施設(清水ワークプラザ)の管理運営業務はすべて利用料金収入で行っているため，管理料はない。

(4) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成26年4月から同30年1月まで
 実施期間 平成30年1月10日から同年1月23日まで

(5) 監査の結果

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

2 社会福祉法人福岡障害者支援センター

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区鳥飼二丁目4番16号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立障がい者生活・就労支援施設(つくし学園)

ア 所在地 福岡市城南区鳥飼五丁目16番12号

イ 指定期間 平成27年4月1日から同32年3月31日まで

ウ 施設概要	施設規模	鉄筋コンクリート造 2階建(園舎), 鉄筋コンクリート造平屋建(自転車倉庫)
	施設内容	事務室, 作業室, 食堂, 相談室, 和室, 医務室, 洗面所, 便所, シャワー室, 更衣室, 倉庫, 運動場
	敷地面積	3,361 m ² (運動場含む)
	延床面積	989 m ²

エ 設置年月日 昭和52年5月1日

オ 利用料金制 導入あり

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設の管理運営業務はすべて利用料金収入で行っているため, 管理料はない。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成27年4月から同30年1月まで

実施期間 平成30年1月18日から同年1月23日まで

(5) 監査の結果

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

3 公益財団法人ふくおか環境財団

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区那の津二丁目10番15号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市葬祭場

ア 所在地

福岡市葬祭場 福岡市南区桧原六丁目1番1号

付帯施設 福岡市南区桧原五丁目7番19号

イ 指定期間 平成27年4月1日から同32年3月31日まで

ウ 施設概要

(福岡市葬祭場)

施設規模 鉄筋コンクリート造 地上3階建

施設内容 告別室(6室), 収骨室(6室), 待合室(20室), 火葬炉(26基), 排ガス処理設備, 再燃焼炉(26基), バグフィルタ(13基), ソフトボール場

敷地面積 82,106 m²

延床面積 9,459 m²

(付帯施設(桧原健康増進会館))

施設規模 鉄筋コンクリート造 地上2階建

施設内容 体育室, 会議室, 休憩室, 給湯室, 事務室

敷地面積 1,040 m²

延床面積 513 m²

エ 設置年月日

福岡市葬祭場 平成17年10月1日

付帯施設 昭和57年5月1日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は, 平成28年度において4億6,675万3,103円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成27年4月から同30年2月まで

実施期間 平成30年2月5日から同年2月8日まで

(5) 監査の結果

公の施設の指定管理業務について所管課として必要な措置を講じるよう注意を求めるもの

公の施設は、地方自治法第244条の2において、「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。しかしながら、公の施設として条例に定めがない「桧原健康増進会館」及び「桧原ソフトボール場」を、福岡市葬祭場の施設として指定管理者に管理させていた。適切な対応を図られたい。

(保健福祉局生活衛生課)

4 一般財団法人公園財団

(1) 主たる事務所の所在地

東京都文京区関口一丁目47番12号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市雁の巣レクリエーションセンター

ア 所在地 福岡市東区大字奈多

イ 指定期間 平成28年4月1日から同33年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 鉄骨造 平屋建(管理事務所)

施設内容 軟式野球場11面、硬式野球場2面、ソフトボール場5面、球技場6面、少年野球場1面、テニス・バレーコート4面、多目的グラウンド3面、その他(サイクリングコース、レジャー農園、駐車場等)

敷地面積 66.2ha

延床面積 4,663㎡(管理事務所外)

エ 設置年月日 昭和46年4月12日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成28年度において1億5,680万8,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成28年4月から同29年12月まで

実施期間 平成29年12月1日から同年12月27日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

5 木下緑化建設株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市南区長丘三丁目13番27号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市公園(桧原運動公園)

ア 所在地 福岡市南区大字桧原、桧原五丁目、桧原六丁目及び大字柏原

イ 指定期間 平成28年4月1日から同33年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート造地上2階建(管理事務所)

施設内容 硬式野球場1面、テニスコート7面、多目的広場(2箇所:1.0ha, 0.3ha)、自由広場(0.3ha)、遊具広場、健康広場、その他(管理棟、駐車場等)

敷地面積 13.3ha

延床面積 4,230㎡(管理事務所外)

エ 設置年月日 平成5年12月9日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成28年度において6,630万円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成28年4月から同29年12月まで

実施期間 平成29年12月5日から同年12月27日まで

(5) 監査の結果

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

6 チーム里の環

(1) 主たる事務所の所在地

ア 代表団体 九州林産株式会社 福岡市南区野間三丁目7番20号

イ 構成団体 株式会社エスティ環境設計研究所 福岡市博多区須崎町12番8号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市公園(かなたけの里公園)

ア 所在地 福岡市西区大字金武1367番地

イ 指定期間 平成27年4月1日から同32年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 木造平屋建(管理事務所)

施設内容 体験畑, 花畑, 果樹園, 分区園, 芝生広場, 竹林,
駐車場, 管理棟(研修室), 屋外炊事棟, 便所, 農業
倉庫など

敷地面積 12.7ha

延床面積 735㎡(管理事務所外)

エ 設置年月日 平成24年6月10日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成28年度において6,938万円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成27年4月から同29年12月まで

実施期間 平成29年12月21日から同年12月27日まで

(5) 監査の結果

ア 公の施設の衛生管理業務について適切に履行するよう注意を求めるもの

当施設は、公共上水道が敷設されておらず、井水のみを利用する施設である。井水は、飲料用としても使用されるため、利用者や職員の健康に害を及ぼさないように、日頃からその水質に注意する必要がある。しかしながら、平成29年度の井水水質検査において「水道法基準に不適合である」と報告されていたにもかかわらず、水質検査報告日(平成29年9月14日)から実査日(平成29年12月21日)現在まで、それへの対応を行っておらず、飲料用として使用していた。なお、平成27年度の井水水質検査(検査報告日 平成27年8月24日)においても「水道法基準に不適合である」と報告されたことがある。

飲料水の水質については安全にかかわる事項であるため、衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態を保持するよう注意されたい。

(チーム里の環)

イ 指定管理者が行う公の施設の管理運営業務に対し所管課として適正な評価事務を行うよう注意を求めるもの

指定管理者が実施した管理運営業務に係る市の評価については、今後の管理運営業務に活かすため、できるだけ速やかに評価を行い、指定管理者に評価結果

を通知する必要がある。しかしながら、公園に係る指定管理者の管理運営業務については、毎年度評価委員会を開催のうえ評価を決定することとしているにもかかわらず、実査日(平成29年12月27日)現在、平成27年度の管理運営業務に対する評価委員会を開催しておらず、評価を行っていなかった。所管課として、適正な評価事務を行われたい。

なお、今回の監査の対象外ではあるが、指定管理者制度を導入している他の公園についても全て同じ状況であり、加えて平成26年度の管理運営業務に対する評価についても同じ状況であることを付言する。

(住宅都市局みどり運営課)

7 東洋緑地建設株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区板付五丁目11番2号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市公園(月隈北緑地)

ア 所在地 福岡市博多区月隈三丁目及び月隈六丁目

イ 指定期間 平成28年4月1日から同33年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート造地上1階建(管理事務所)
施設内容 パークゴルフ場(18ホール, コース延長712m, 練習ホール1ホール), その他(管理棟, 駐車場等)
敷地面積 2.0ha
延床面積 142㎡(管理事務所)

エ 設置年月日 平成11年8月2日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成28年度において2,300万円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成28年4月から同29年12月まで

実施期間 平成29年12月4日から同年12月27日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

8 博多港開発・西部ガス共同事業体

(1) 主たる事務所の所在地

ア 代表団体 博多港開発株式会社 福岡市博多区沖浜町12番1号

イ 構成団体 西部瓦斯株式会社 福岡市博多区千代一丁目17番1号

(2) 監査に係る公の施設

ア 博多港国際ターミナル

(ア) 所在地 福岡市博多区沖浜町14番1号

(イ) 指定期間 平成26年4月1日から同31年3月31日まで

(ウ) 施設概要 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建
施設内容 1階 エントランスホール, チェックカウンター, 事務室, 手荷物取扱所, 警察官詰所, 外貨両替所, 総合案内所, 待合室, コインロッカー, 利便施設, 設備機器室
2階 出入国管理, 検疫, 待合所, 出発ロビー, 事務室, 利便施設
3階 ターミナルホール, 会議室, 特別応接室, 事務室, 利便施設

4階 電気室, 機械室
屋外 展望デッキ, 駐車場, 多目的広場等

敷地面積 16,535㎡

延床面積 13,276㎡

(エ) 設置年月日 平成5年4月1日

(オ) 利用料金制 導入あり

イ 中央ふ頭クルーズセンター

(ア) 所在地 福岡市博多区沖浜町24番25号

(イ) 指定期間 平成28年4月1日から同31年3月31日まで

(ウ) 施設概要 施設規模 軽量鉄骨造 平屋建(待合棟), 鉄骨膜構造, 平屋建(CIQ棟)

施設内容 (待合棟)

ホール, X線室, 管理事務室, トイレ, インフォメーション, 倉庫

(CIQ棟)

ホール, 入国管理事務室, 倉庫, トイレ

(ウェルカムゲート)

2棟, 庇部

敷地面積 6,596㎡(内, ウェルカムゲート 607㎡)

延床面積 3,055㎡(内, ウェルカムゲート 203㎡)

(エ) 設置年月日 平成27年5月17日

(オ) 利用料金制 導入あり

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は, 平成28年度において博多港国際ターミナル7,102万2,441円, 中央ふ頭クルーズセンター8,252万4,747円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成26年4月から同29年12月まで

実施期間 平成29年12月11日から同年12月19日まで

(5) 監査の結果

中央ふ頭クルーズセンターの利用料金の決定について適正な手続きを求めるもの博多港国際ターミナル条例第6条第1項又は第7条の許可を受けた利用者から徴収する利用料金は, 同条例第16条の2第2項及び第3項の規定により指定管理者が同条例別表第3から別表第5までに定める額の範囲内において定め, あらかじめ市長の承認を得なければならないこととなっており, 市はこれの承認をしたときは同条例第4項の規定により当該利用料金の額を公告することとなっている。

しかしながら, この手続きにおいて, 次のような事例が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

ア 指定管理者は, 中央ふ頭クルーズセンターの利用料金について, 市の承認を受けずに, 同条例別表第3から別表第5に定める額で利用料金を徴していた。

(博多港開発・西部ガス共同事業体)

イ 市は指定管理者に対して, 利用料金決定の手続きに関する適切な指導を行っていなかった。

(港湾空港局港営課)

9 博多港開発・ササキコーポレーション共同事業体

(1) 主たる事務所の所在地

ア 代表団体 博多港開発株式会社

福岡市博多区沖浜町12番1号

イ 構成団体 株式会社ササキコーポレーション

山口県宇部市港町一丁目13番5

(2) 監査に係る公の施設

福岡市ヨットハーバー

- ア 所在地 福岡市西区小戸三丁目58番1号
- イ 指定期間 平成26年4月1日から同31年3月31日まで
- ウ 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート造 地上4階建(クラブハウス本館)
鉄骨造 地上2階建 (クラブハウス 別館)
- 施設内容 クラブハウス, 常時利用浮棧橋, 一時利用浮棧橋, 艇置場, 揚降施設, 修理ヤード, 駐車場, 緑地, 防波堤, 護岸等
- 敷地面積 120,000 m²(陸域 38,000 m², 水域 82,000 m²)
- 延床面積 3,191 m²(クラブハウス)
- エ 設置年月日 昭和50年7月22日
- オ 利用料金制 導入あり

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成28年度において1億2,017万6,036円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成26年4月から同29年12月まで

実施期間 平成29年12月7日から同年12月19日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

10 株式会社シンコー

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区天神四丁目7番17号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立中央市民センター

- ア 所在地 福岡市中央区赤坂二丁目5番8号
- イ 指定期間 平成27年4月1日から同32年3月31日まで
- ウ 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階(一部4階)建て
- 施設内容 ホール(500席), 視聴覚室, 音楽室, 実習室, 会議室, 和室, 託児室, 図書館(中央図書館)
- 敷地面積 4,382 m²
- 延床面積 3,888 m²
- エ 設置年月日 昭和55年3月23日
- オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成28年度において7,997万164円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成27年4月から同30年1月まで

実施期間 平成30年1月25日から同年1月29日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

11 太平ビルサービス株式会社

- (1) 主たる事務所の所在地
福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号
- (2) 監査に係る公の施設
福岡市立南市民センター
- ア 所在地 福岡市南区塩原二丁目8番2号
- イ 指定期間 平成27年4月1日から同32年3月31日まで
- ウ 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建(一部3階建)
施設内容 ホール(800人席), 視聴覚室, 音楽室, 実習室, 会議室, 研修室, 和室, 託児室, 図書館(南図書館)
敷地面積 8,632 m²
延床面積 5,218 m²
- エ 設置年月日 昭和53年7月22日
- オ 利用料金制 導入なし
- (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理料は, 平成28年度において8,658万4,756円となっている。
- (4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間
(事務監査) 対象期間 平成27年4月から同30年2月まで
実施期間 平成30年1月31日から同年2月2日まで
- (5) 監査の結果
監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

別表1

地方独立行政法人福岡市立病院機構 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	旧福岡市立こども病院解体工事 [総合評価]	593,104,680円	平成28年6月9日から 平成29年3月15日まで
2	福岡市立病院エレベーター1・2号機 更新工事	30,801,600円	平成28年4月1日から 平成28年5月31日まで
3	福岡市民病院施設総合管理業務委託	106,790,400円	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

別表2

公益財団法人ふくおか環境財団 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	事業部旧管理棟解体工事	9,393,840円	平成29年2月18日から 平成29年3月29日まで
2	葬祭場2階救護室設置工事	7,441,632円	平成28年12月17日から 平成29年3月15日まで
3	葬祭場運営支援システム機器取替修理	24,602,400円	平成27年8月14日から 平成27年12月11日まで